

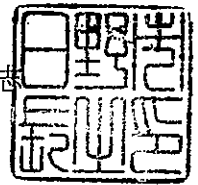


選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告

令和8年9月20日に執行する日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出はなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、公告する。

令和8年(2026年) 8月18日

日 野 市 長 古 賀 壮 志



記

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 宅地の所有者から選挙すべき委員の数 | 7 人 |
| 2. 宅地について借地権を有する者から選挙すべき委員の数 | 1 人 |
| 3. 宅地の所有者から選挙すべき予備委員の数 | 2 人 |
| 4. 宅地について借地権を有する者から選挙すべき予備委員の数 | 1 人 |